

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	いじめ防止対策連絡協議会
根拠法令等	川崎市条例第47号
設置年月日	平成26年10月15日
所掌事務	いじめの防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために、必要な事項を調査審議する。
委員数	25人以内
委員の構成	学校教育の関係者、関係行政機関の職員、市職員、その他教育委員会が必要と認める者を教育委員会が委嘱し、任命する。
会議公開・非公開	原則公開だが、非公開の場合もある。
非公開の理由	扱う事案によっては、学校名や個人が特定されてしまう可能性があるため。
事務局担当課	教育委員会 学校教育部 指導課 電 話 200-3318 ファックス 200-2853
ホームページアドレス	